論　　説

「MICHELINタイヤ」商標権侵害事件
(中国湖南省長沙市中級人民法院2009年4月24日判決[1])

福本　将彦*

1．要　点

登録商標の付された並行輸入品を，許諾を得ない者が入手し販売する行為が，当該商標権の侵害に該当する，と判示された事案。

2．事案の概要

原告は，フランスの世界的タイヤメーカであるミシュラン（Michelin）グループ本社であり，中国において（「タイヤ人図形」と「MICHELIN」文字の結合商標などについて）商標登録を受けている。2名の共同被告は中国内の小規模事業者であり，原告が日本で生産し，原告登録商標を付したタイヤを中国内にて仕入れ，中国内で販売していた。両被告が仕入れ販売する製品は，原告が中国市場での販売を許諾していない並行輸入品であり，かつ中国の「強制的製品認証管理規定」に定める，いわゆる「3C認証」[2]を受けていないものであった。これに対し原告は，商標権の侵害を理由として，被告の販売行為の差止，損害賠償，全国メディアへの謝罪広告を求めて訴を提起したものである。

3．争　点

双方当事者は，(i) 被告が販売するタイヤは原告ミシュラングループ本社の製品の偽物ではないこと，(ii) 被告が販売するタイヤには「3C認証」がないこと，については争いがなかった。双方の主な争点は，次の2点である。

（Ⅰ）被告の販売行為は原告の商標権の侵害に該当するのか。

（Ⅱ）被告の販売行為は商標法第56条第3款の損害賠償免責事由[3]に該当するのか。

4．裁判所の判断

(1) 結　論

判決は，争点（I）については商標権の侵害を認め，原告の差し止め請求を認めている。また，争点（II）については免責事由に該当しないと判じ，損害賠償として5000元の支払いを命じている。一方，謝罪広告については請求を棄却している。

(2) 理由の要点

判決は，争点（I）について次のように判決理由を述べている：『当裁判所は・・・，商標は商品の異なる出所を識別する標識であり，商品の品質を保証し商品提供者の信用を表明する機能を具備するものと判断する。上記の効能及び機能を損なうものは，商標権の侵害を構成する。本案において原告が，権利侵害の訴えに係る製品がその日本工場により生産されたものであることを認めていて，製品に付された「MICHELIN」系列の商標が日本で付されたものであっても，当該製品は中国国内で販売することについて原告の許可及び

* 弁理士，福本国際特許事務所
本評釈は中文判決全訳を含めて，著者により2011年2月に弁理士会・国際活動センターに提出済みで，未公表のままとなっていたところ，今回，同センターの承認を得て本誌へ投稿がなされたものである。

品質認証は得られていない。この種の製品の我が国国内の販売は既に違法であり，性能と安全上の問題が存する可能性があり，原告商標が商品品質及び商品提供者の信用を保証する機能を毀損し,原告の登録商標専用権に対して既に実質的な損害をもたらしており，両被告の販売行為は，原告の登録商標専用権を侵害する行為に該当する・・・』。

争点（II）については，次のように述べている：『両被告は自動車タイヤの販売商として，「第1群強制的製品認証実施製品目録」に列挙される乗用車タイヤは，すべて3C認証を要することを知っていなければならない。しかるに，両被告は215/55R16号型の3C認証を有しないタイヤが販売条件を具備しないことを知るべきであったにも関わらず，依然として仕入れ，販売しており，その行為は合法性を具備せず，主観上からも過失があり，よって賠償責任を免除する条項を適用する条件に符合しない・・・』。

なお，原告が100,000元の損害賠償を求めたのに対し，認定額を5000元に止めた理由として，判決は『両被告が長期間にわたって，大量に本案に係る侵害製品を購入及び販売したことを証明する証拠は無いから，原告が10万元の金額の賠償を求めるのは過分であり，当裁判所は事情を酌量して調整する。』と述べている。また，全国メディア上への謝罪広告を求める原告の請求を棄却する理由として，判決は『両被告は本案に係るタイヤの大口販売商ではなく，原告の当該請求と両被告の権利侵害の影響とは，互いに不相応であり，原告の当該訴訟上の請求に対して，当裁判所は支持を与えない。』と述べている。

5．検　討

判決は上記の通り，被告行為が商標権侵害を構成するか否かの判断の基準として，『商標は商品の異なる出所を識別する標識であり，商品の品質を保証し商品提供者の信用を表明する機能を具備するものと判断する。上記の効能及び機能を損なうものは，商標権の侵害を構成する。』と述べている。商標の本質は出所表示機能・品質保証機能にあり，形式的に商標権侵害に該当したとしても，商標の機能を害さないのであれば，実質的に商標権侵害の違法性はない，とする我国の裁判例にみられる商標権侵害に関する基本的思想とも共通する。この考え方は，我が国における並行輸入行為について商標権侵害に該当しない要件を示した「フレッドペリー事件最高裁判決」（平成15年2月27日）[4]に述べられる3要件の基礎ともなっている[5]。判決は，我国と同様の基準を出発点としながら，被告製品が，法定された認定制度による認証を経ない製品であることから，それのみで既に被告の販売行為には違法性がある，としつつ，さらに『性能と安全上の問題が存する可能性があり，原告商標が商品品質及び商品提供者の信用を保証する機能を毀損し』として，商標権侵害へと結論を導いている。

中国において，並行輸入について商標権の侵害性が争点とされた最初の判決として，「Lux石けん」事件（広州中級人民法院1999）が知られる[6]。しかし，この事件では，真正商品の輸入行為であることを被告が立証し得なかったために，被告の並行輸入の抗弁は退けられ，模倣品による登録商標の専用権侵害の問題として処理され，権利者は救済を得たものの並行輸入の問題についての判断は示されていない[7]。被告が並行輸入に関与したもう一つの事件として，「AN'GE衣服」事件（北京第二中級人民法院2000年）も知られるが[8]，この事件は，原告である登録商標の専用権者が，当該専用権の侵害を問うのではなく，独占的な代理人の地位の侵害等を主張し，反不正当競争法に基づく差止，損害賠償等の救済を求めていたもので，判決は並行輸入の問題には触れずに原告の請求を棄却している[9]。今回の判決は，判決文には「並行輸入」の字句は一箇所も表れないものの，並行輸入の商標権侵害性について，中国裁判所が初めて実質有る見解を示したものと言うことができる。

本件判決は，被告が日本製品の並行輸入に直接に関わったとは認定していない。被告は，並行輸入タイヤを中国内で仕入れ，これを中国内で販売したものであり，この点について判決文は，被告

は証拠を提出し「証明している」と述べている。本件判決は，並行輸入品の再販売行為について，商標権の侵害成立を認定したものと言うことができる。判決はさらに，被告は販売するタイヤが3C認証を要するものであることを業者として認識すべきであったとして，商標法第56条第3款の損害賠償免責事由の該当性をも否定し，損害賠償責任を認めている。

商品の世界展開を図る事業者[10]は，各国市場に異なる価格設定をしている場合が少なくないものと思われる。そのような場合に，権限を付与しない者の手によって，価格の安い市場から高い市場へ商品を移入して利を上げる行為があれば，予定した市場戦略を全うすることができなくなる。このような事業者にとっては，並行輸入行為は排除すべきものである。しかし市場毎に価格を異ならせる場合には，価格の相違に応じて，市場毎に生産地を異ならせるなどにより，品質についても微妙に異なる結果となっていることも少なくないのではないか，と思われる。そのような場合に，被告が販売する製品が仮に3C認証を得ていた場合であっても，判決が示した判断基準に基づくならば，商標権を保有する事業者は並行輸入行為に対して，自己の商標の品質保証機能を損なうものとして商標権侵害を問うことにより，救済を得る可能性も否定できないものと思われる。さらに本判決は，被告製品が，受けるべき3C認証を受けていない場合には，商標権侵害さらに損害賠償責任の認定に結びつき易く，救済に至る途が比較的平坦であることをも教示しているように思われる。

（参考資料：中文判決全訳）
ミシュラングループ本社が談国強らを提訴した商標専用権侵害紛争事件
湖南省長沙市中級人民法院（中級裁判所）民事判決書
（2009）長中民三初字第0073号[11]

原告ミシュラングループ本社は，被告談国強，欧燦との商標専用権侵害紛争事件により，2009年2月12日に当裁判所に訴訟を提起した。当裁判所は，即日に訴訟事件を登録し受理した後，2008年2月18日（訳注：2009年2月18日の原文の誤記と思われる）に両被告に関連する法律文書を送達し，挙証の期限を2009年2月28日まで，と指定した。2009年4月8日に，当裁判所は，本来2009年4月14日に開廷の予定であったところを，2009年4月24日に変更する旨を伝えた。当裁判所は，変更後の開廷日に基づいて，期日通りに公開的に開廷し本案を審理した。原告ミシュラングループ本社の委任代理人黄義彪，朱志剛，被告談国強，欧燦の共同委任代理人王大造が来廷し，訴訟に参加した。本案は現在既に審理を終結している。

原告ミシュラングループ本社の主張によると，原告は1863年に創立したフランスの企業であり，世界的に著名なタイヤ生産者であり，世界の500大企業の一つである。早くも19世紀末，20世紀初めに，原告は関連製品に対して「タイヤ人図形」と「MICHELIN」系列の商標を既に使用していた。原告の「タイヤ人図形」と「MICHELIN」系列の商標は，中国において，タイヤ及び車両等の製品について使用するものとして，非常に早くから登録を受けている。2008年4月に原告は，両被告が原告の登録商標専用権を侵害する製品を取り扱い，販売していることを発見した。両被告はその権利侵害行為に対して相応の法律上の責任を負うべきである，と原告は主張し，以下の判決を求めて特に裁判所に訴訟を提起している：1. 両被告は全ての権利侵害行為を停止し，販売待ち及び在庫中の全ての権利侵害品を廃棄すること，2. 両被告は，原告が侵害行為を止めさせるために要した合理的な費用を含めて，経済上の損失10万元を共同で賠償すること，3. 両被告は全国を網羅するメディア上で，その権利侵害行為が影響を公然と無くするように発表し釈明すること。

原告は法廷において，「販売待ち及び在庫中の全ての権利侵害品を廃棄すること」を求める訴訟上の請求については放棄すると述べ，両被告に異議は無かった。

被告談国強，欧燦は共同で次のように主張した：1. 被告が販売するタイヤは，原告が日本の

工場で生産した真正品であり，原告の商標専用権を侵害するものではない，2．たとえ被告が販売するタイヤが権利侵害品であると認定されたとしても，該製品は被告が合法的に取得したものであり，製品提供者を説明できるのであるから，被告は法に基づく賠償責任を負わない，3．たとえ被告が賠償責任を負うべきであるとしても，原告が経済上の損失10万元の賠償を要求し，全国メディア上で発表釈明するよう要求するのは，明らかに法律規定の限度を超えている。以上要するに，裁判所が原告の訴訟上の請求を棄却するよう求めるものである。

審理調査の結果によると，原告ミシュラングループ本社は，第192287号登録商標「MICHELIN（タイヤ人図形とMICHELIN文字の結合）」，第136402号登録商標「MICHELIN（文字）」，第604554号登録商標「タイヤ人図形」，第1294488号登録商標「タイヤ人図形」の登録商標権者である。

第192287号登録商標「MICHELIN（タイヤ人図形とMICHELIN文字の結合）」の登録存続期間は2002年10月14日から2012年10月13日までであり，指定商品は：車両の非中空タイヤ；車両のチューブ；再生タイヤ用タイヤ面；車輪；車のタイヤ；自動車（車両）；陸，空，水又は鉄道用自動運輸機；車輪のリム；車のタイヤの空気注入弁；外帯（タイヤ）。

第136402号登録商標「MICHELIN（文字）」の登録存続期間は2000年4月15日から2010年4月14日までであり，指定商品は：タイヤ；チューブ；空気注入弁；スパイク；車輪；エアポンプ。

第604554号登録商標「タイヤ人図形」の登録存続期間は2002年7月30日から2012年7月29日までであり，指定商品は：車輪；陸，空，水又は鉄道用自動運輸機。

第1294488号登録商標「タイヤ人図形」の登録存続期間は1999年7月14日から2009年7月13日までであり，指定商品は：車両；陸用自動運輸機；空用自動運輸機；水用自動運輸機；車のタイヤ；車のチューブ；再生タイヤ用タイヤ面；車輪；車輪のリム；タイヤの空気注入弁。

被告談国強と欧燦は夫婦関係であり，談国強は個人工商店である長沙市芙蓉区大強気配の経営部の経営者であり，経営地は三湘気配城五区D棟1，2号である。欧燦は，個人工商店である長沙市芙蓉区強大タイヤの経営部の経営者であり，経営地は三湘気配城五区B棟27，28号である。

原告は北京万慧達知識産権代理有限公司に委任して，2008年4月29日に長沙市三湘気配城五区B棟27，28号の入口前において，一般消費者の身分で215/55R16型ミシュランタイヤを1個購入し，「三湘タイヤ大世界」の納品書1枚を取得しており，納品書には「長沙市芙蓉区強大タイヤ経営部」の押印があり，さらに，「長沙市芙蓉区大強気配経営部」と書かれたプリンタで打ち出した領収書を取得しており，領収書番号は02765047である。タイヤの購入及び封印保存の過程が，長沙市雨花区公証所で公証されている。

当裁判所で開封したところ，当該タイヤには第1922872号登録商標と同一のタイヤ人図形とMICHELIN文字の結合が表示されており，しかも多くの箇所に「MICHELIN」文字が表示され，「215/56R16」・「93W」等の技術上の記号が表示され，産地が日本であることが表示されており，タイヤには3C認証表示はなかった。原告が当裁判所で確認したところ，当該タイヤは原告の日本工場で生産されたものであった。両被告が原告の販売網から購入した真正品ミシュラン195/65R15型タイヤ，225/60R16型タイヤと比較すると，上述の215/55R16タイヤには3C認証表示がなかった。

原告が本案のために既に支払った合理的な費用は4338元である。

ほかに調査により明らかであるが，我が国の国家監督検験検疫総局と国家認証認可監督管理委員会は共に，2001年12月3日に「強制的製品認証管理規定」（すなわち3C認証）を対外的に公布しており，目録に入る19類132種の製品に対して，「統一目録・統一標準及び評価手続・統一表示及び統一料金」の強制的認証管理を実行している。「第1群強制的製品認証実施製品目録」に基

づくと，自動車タイヤは乗用車のタイヤ（乗用車ラジアルタイヤ・乗用車バイアスタイヤ）・トラックタイヤ（ミニトラックタイヤ・軽トラックタイヤ・中型／大型様式トラックタイヤ）など第13類に入るものを含んでいる。「中国国家強制的製品認証証書」によれば，215/55R16型乗用車タイヤは強制3C認証を要する製品に属する。

上述の事実は，原告が提出した国家工商行政管理総局商標局第1922872号・第604554号・第1294488号商標登録証明；長沙市雨花区公証所（2008）長雨民公証第1199号公証書（原告提出証拠1-5）・原告の費用支払い証書及び両被告が提出したミシュラングループ本社湖南代理店の195/65R15型タイヤの販売明細書・タイヤ実物；ミシュラングループ本社湖南代理店の225/60R16型タイヤの販売明細書・実物（被告証拠3-6）などの証拠及び「中華人民共和国認証認可条例」・「強制的製品認証管理規定」及び「第1群強制的製品認証実施製品目録」・「中国国家強制的製品認証証書」など規範的文書が証明しており，双方当事者も異議がなく，当裁判所は確認している。

双方当事者は，本案が及ぶ訴えに係る権利侵害行為について，以下の内容に争いがない：1．販売したタイヤは原告ミシュラングループ本社の製品の偽物ではない；2．このタイヤには3C認証がない。双方の争点は，この種の販売行為の性質と責任の負担とにある。それゆえ，当裁判所は双方の争いの焦点を以下の2点に概括する：

（一）両被告の販売行為が原告の登録商標専用権の損害をもたらすのか否か，原告の登録商標専用権を侵害するのか否かについて

原告は，この製品は未だ原告が国内で販売することを許可していない製品であり，この製品には原告の商標が付されており，それゆえ，この種の販売行為は原告の商標権の侵害を構成する，と主張している。

両被告は，その販売するタイヤは原告が日本で生産した真正品であり，原告の商標権を侵害するものではない，と主張している。

当裁判所は，原告が当裁判所において主張する4個の商標が，いずれも我が国において登録を受けていることを認める。両被告の販売行為が原告の登録商標専用権を侵害するのか否かを判断するに際し，両被告の行為が原告の登録商標専用権の利益を損なうのか否かを前提とする。

本案が及ぶ権利侵害の訴えに係るタイヤ製品は，我が国において，強制3C認証の対象となる製品に属するのであるから，国家が指定する認証団体により認証に合格し，指定認証団体が交付する認証証書を取得し，認証標識を表示することを要し，その後に，工場出荷し販売し，輸入し且つ事業として使用することが許される。本案において，3C認証を経ていないという事実は，以下の法律的意義を有している：1．当該タイヤは税関を経た合法的な輸入製品ではない；2．当該タイヤは中国市場において流通を禁止されている製品である。本案被告が提出した仕入れ証拠によれば，権利侵害の訴えに係る製品も，原告の中国販売網から仕入れたものではなく，被告はその販売行為が原告から他の許可を取得したことを証明する証拠を提出してもいない。それゆえ当該製品は，原告の国内販売の許可を得ていない製品であり，これらの製品に対して我が国の3C認証を受けておらず，ゆえに中国で利用できるか否か，中国の安全規範に適合するのか否かを確定する方法が無い。安全性の角度から見ると，タイヤの品質は運転士及び乗客の人身及び財産の安全に直接に関わり，それゆえタイヤの生産販売は，各種の同一ではない速度の要求，地理及び気候特性及び販売国の強制的性格による認証基準に合わせて，タイヤを生産及び販売するものであり，法により3C認証を行うことを要しながらも未だ認証を得ていないこれらの自動車タイヤ製品は，安全性に問題のある可能性が有り，我が国の強制的な規定に違反している。これらの製品を誰が生産しようと，これらの製品を販売する行為は等しく違法行為に該当し，法に基づいて停止させるべきものである。それゆえ，本案の鍵は，これらの製品を誰が生産したかに有るのではなく，許可を得ないままの販売行為が，商標登録人の利益を損なう可能性が有るのか否かにある。

最高人民法院は，2002年7月11日に法釈

[2001]22号「製品権利侵害事件の被害者が製品の商標を保有する者を被告として民事訴訟を提起できるか否かに関する回答」の中で，自己の姓名，名称，商標或いは識別に役立つその他の標識が製品に表し，製品製造者であることを表示している企業又は個人は，すべて「中華人民共和国民法通則」第122条に規定の「製品製造者」及び「中華人民共和国製品品質法」に規定の「生産者」に該当する，と明確に示している。それゆえ，原告の利益から言えば，我が国での販売についての原告の許可を経ずに，原告の商標を表示し，安全性の保証の無いタイヤは，この種の販売行為自身が原告の許可を得ていないものであったとしても，それにより交通事故或いはその他の民事紛争を引き起こしたのであれば，その法律がもたらす結果と製品に対する否定的な評価は，いずれも製品に表示する「MICHELIN」系列の商標を通じて，商標権者しての原告に向けられることとなる。同時に，強制認証を要するタイヤ製品に対して，3C表示が無く「MICHELIN」系列の商標を付したタイヤが市場に流入することも，同様に原告の商標の名声を害するものであり，原告は商標権者の身分をもって権利の保護を受けることができる。

当裁判所はこれにより，商標は商品の異なる出所を識別する標識であり，商品の品質を保証し商品提供者の信用を表明する機能を具備するものと判断する。上記の効能及び機能を損なうものは，商標権の侵害を構成する。本案において原告が，権利侵害の訴えに係る製品がその日本工場により生産されたものであることを認めていて，製品に付された「MICHELIN」系列の商標が日本で付されたものであっても，当該製品は中国国内で販売することについて原告の許可及び品質認証は得られていない。この種の製品の我が国国内の販売は既に違法であり，性能と安全上の問題が存する可能性があり，原告商標が商品品質及び商品提供者の信用を保証する機能を毀損し，原告の登録商標専用権に対して既に実質的な損害をもたらしており，両被告の販売行為は，原告の登録商標専用権を侵害する行為に該当し，商標権の侵害を構成しないとする両被告の関連する弁論主張は，採用することができない。但し，権利侵害品に付された主な商標は，原告が主張する第1922872号結合商標と同一であり，その上，単独で使用している「MICHELIN」文字も，当該結合商標の文字部分と同一であることから，当該登録商標の保護を適用すれば原告の権利を守るのに足りており,本案の具体的状況に基づくならば，その他の商標の保護を適用することは要しない。

（二）被告による権利侵害品の販売行為が法定の免責事由に該当するのか否かについて

両被告は，長沙市雨花区歓楽タイヤ経営部の商品送り状及び商品荷送り人が申し述べた書面により証言しており，当該タイヤは被告が2008年4月29日に長沙市雨花区歓楽タイヤ経営部から購入したことを証明し；2008年4月22日に広州天河区港達タイヤ販売センターの商品送り状及び中運物流の貨物輸送証票により，権利侵害の訴訟に係るタイヤの究極の出所が広州天河区港達タイヤ販売センターであることを証明している。両被告はこれにより，たとえその行為が権利侵害を構成するとしても，両被告は合法的に取得したのであり，しかも提供者を説明できるのであり，法に基づき賠償責任を負担するものではない，と主張している。

原告は，両被告が販売するタイヤは3C認証を得ていないから，この種の仕入れ，販売行為それ自体が合法性を具備しておらず，商標法に関連する免責規定に該当しない，と主張している。両被告は，当然に権利侵害を停止し，損失を賠償する民事責任を負うべきである。

当裁判所は，商標法第56条第3款の規定に基づき，登録商標専用権を侵害することを知らずに商品を販売し，当該商品を自己が合法的に取得したことを証明し，提供者を説明できるときには，賠償責任を負わないものと判断する。当該規定の適用要件は，提供者を説明できることの他に，さらに，合法的な取得であることと，権利侵害する商品であることを知らなかったことを具備することを要する。本案において，両被告は自動車タイヤの販売商として，「第1群強制的製品認証実施製品目録」に列挙される乗用車タイヤは，すべて

3C認証を要することを知っていなければならない。しかるに，両被告は215/55R16号型の3C認証を有しないタイヤが販売条件を具備しないことを知るべきであったにも関わらず，依然として仕入れ，販売しており，その行為は合法性を具備せず，主観上からも過失があり，よって賠償責任を免除する条項を適用する条件に符合しておらず，両被告が提出した証拠はその証明目的を達成するものではなく，その弁論主張は採用できない。両被告は権利侵害を停止し，損害を賠償する民事責任を負わなければならない。

上記をまとめると，原告は第1922872号登録商標の商標登録人として，その登録商標専用権は，法律上の保護を受ける。被告欧燦はその経営場所において，原告の許可を得ておらず「MICHELIN」系列の商標を表したタイヤ製品を販売し，被告談国強は上記の販売行為のために領収書を発行しており，両被告の行為は既に原告の登録商標専用権を侵害する行為を構成するものであり，権利侵害を停止し，損害を賠償する民事責任を負担すべきである。賠償額について，本案の原告が権利侵害によって受けた損失と被告が権利侵害によって得た利益との何れも確定するのは困難であり，定額賠償条件を適用するのが適当である。本案において，両被告が権利侵害製品を販売した行為は商標権侵害を構成するとは言え，当該製品は所詮原告の製品であると考えられるから,両被告の販売行為は原告自身の販売利益に影響を及ぼしておらず，にせもの，模倣，ブランド冒用などの商標権侵害行為に比して特殊性が有り，当裁判所は，権利侵害行為の性質・期間・影響に基づき，商標の名声及び権利侵害行為を停止させる合理的費用などの要因を総合して，本案の賠償額を確定する。本案において，両被告が長期間にわたって，大量に本案に係る侵害製品を購入及び販売したことを証明する証拠は無いから，原告が10万元の金額の賠償を求めるのは過分であり，当裁判所は事情を酌量して調整する。原告は，両被告が全国を網羅するメディア上で，その権利侵害行為が影響を公然と無くするように発表し釈明することを要求しているが，両被告は本案に係るタイヤの大口販売商ではなく，原告の当該請求と両被告の権利侵害の影響とは，互いに不相応であり，原告の当該訴訟上の請求に対して，当裁判所は支持を与えない。よって，「中華人民共和国商標法」第52条第(2)項，第(5)項，第56条，最高人民法院の「商標民事紛争事件の審理への法律の適用に関する若干の問題についての解釈」第16条，第17条，第21条の規定に基づき，以下の通り判決する：

1．被告談国強，欧燦は，原告ミシュラングループ本社の第1922872号登録商標の登録商標専用権を侵害する製品の販売を直ちに停止すること。
2．被告談国強，欧燦は，本判決が法律的効力を生じる日から10日以内に連帯して，原告ミシュラングループ本社の経済的損失5000元（原告が権利侵害を停止させるために支払った合理的費用を既に含んでいる）を賠償すること。
3．原告のその他の訴訟上の請求を棄却する。

もしも，本判決が指定する期間に基づいて金銭給付義務を履行しない場合には，「中華人民共和国民事訴訟法」第229条の規定により，履行遅延期間の債務利息を倍増して支払うこと。

本案受理費3100元は，原告ミシュラングループ本社が1100元を負担し，被告談国強・欧燦が2000元を負担すること。上記項目の金額は原告が既に前納しており，被告談国強・欧燦は原告に直接に給付すること。

本判決に不服の場合には，原告ミシュラングループ本社は判決書送達日から30日以内，被告談国強・欧燦は判決書送達日から15日以内に,当裁判所を通じて，又は湖南省高級人民法院に直接に訴状を提出し，相手方当事者の人数に応じて副本を提出し，湖南省高級人民法院に上訴すること。

裁判長　陳　剣文
裁判官　何　文哲
裁判官　余　暉
2009年4月24日
書記官　杜　銀

（注）

1）判決文は，北京大学のウェブ上の有料データベースに所蔵の中文の判決文全文を参考とした。

2）国家監督検験検疫総局及び国家認証認可監督管理委員会が，消費者の利益と安全を守る目的で，2001年12月3日に公布した「強制的製品認証管理規定」に基づく認証制度であり，リストに挙げられる19類132種の製品が対象とされる。対象製品は，当該認証を受けることなしには，中国内での販売が認められない。

3）中国商標法第56条第3款は，『销售不知道是侵犯注册商标专用权的商品，能证明该商品是自己合法取得的并说明提供者的，不承担赔偿责任。（登録商標専用権を侵害することを知らずに商品を販売し，当該商品を自己が合法的に取得したことを証明し，提供者を説明できるときには，賠償責任を負わない）』と，商標権侵害に基づく損害賠償請求に対する免責事由を規定する。

4）平14（受）1100

5）最高裁判決文（平14（受）1100）は，3要件の理由付けとして，『けだし，商標法は，「商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする」ものであるところ（同法1条），上記各要件を満たすいわゆる真正商品の並行輸入は，商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく，商標の使用をする者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわず，実質的に違法性がないということができるからである。』と判示している。

6）本件に先行する並行輸入に関連する2事件については，判決文の入手が困難であったため，次の中国のウェブページを参考にしている。「陳韻雲律師行　Vivien Chan & Co.」のウェブページ“Protection against Parallel Imports in China”July 2010；「中国知識産権（China Intellectual Property）網絡版」のウェブページ“Practices and Controversies of Trademark Parallel Import in China”by Kevin Nie；「CCIPT Patent and Trademark Law Office」のウェブページ“Court Rules against Grey Goods”（2000）。

7）同上

8）同上

9）同上

10）判決文からは明らかではないが，被告が仕入れた原告製タイヤは，ブラジル市場向けのものである，とされている（中国「金杜律師事務所」のウェブページ“Trademark Infringement in Parallel Importation”by Fu Haiying（IP Bulletin September 2010）より）。

11）判決文全文和訳：福本将彦（2011年2月9日）／中文出典：北京大学データベース

（原稿受領日　平成25年5月16日）